市民政策コメントを募集します

第2期因幡・但馬麒麟のまち連携 中枢都市圏ビジョン(素案)

- 問本庁舎政策企画課(33番窓□)
- **6** 0857-30-8013 **8** 0857-20-3040
- kikaku@city.tottori.lg.jp

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵 庫県香美町および新温泉町では、連携中枢都市圏 を形成し、さまざまな分野で広域的な連携を進め ています。

この圏域の将来像などを明らかにし、具体的な 取組を明示する「第2期因幡・但馬麒麟のまち 連携中枢都市圏ビジョン(素案) について、み なさんのご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、本庁舎政策企画課、 駅南庁舎総合案内、各総合支所窓口、

本市公式ウェブサイト

公開期間 1月17日(火)まで

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話 番号を明記のうえ、郵送、ファクシミ

リ、電子メール、本市公式ウェブサイ ト(電子申請)、持参のいずれかで問

い合わせ先まで

提出期限 1月17日(火)必着

中小企業・小規模企業振興ビジョン (素案)

間本庁舎経済・雇用戦略課(48番窓口)

6 0857-30-8282 **9** 0857-20-3947

keizai@city.tottori.lg.jp

本市では「鳥取市経済成長プラン」(計画期間: 平成30年度~令和4年度)を定め、本市の経済 振興を図っています。

このたび、計画期間が終了することに伴い、新 型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル社会の 進展など、社会経済情勢が大きく変化しているこ とを踏まえ、新たに「中小企業・小規模企業振興 ビジョン(素案)|(計画期間:令和5年度~令 和9年度)を作成しましたので、みなさんのご 意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、各総合支所、本市公 式ウェブサイト

公開期間 1月20日(金)まで

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話

番号を明記のうえ、郵送、ファクシミ リ、電子メール、本市公式ウェブサイ ト(電子申請)、持参のいずれかで問

い合わせ先まで

提出期限 1月20日(金)必着

第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画(改訂案)

間 本庁舎こども家庭課(13番窓口)

6 0857-30-8236 0857-20-3907 kodomo-katei@city.tottori.lg.jp

本市では、子ども子育て支援法の規定による子 育て支援の総合的な計画として、「鳥取市子ども・ 子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の総 合的な計画として取組を進めているところであ り、現在は「第2期鳥取市子ども・子育て支援事 業計画 | (計画期間: 令和2~6年度) を策定し 子育て支援の取組を継続して推進しているところ です。

今年度は、この計画期間の中間年にあたること から、子育てに関する量の見込みと提供体制の確 保方策などを実績に応じた見直しを行い、計画の 改訂案を作成しましたので、みなさんのご意見を

募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、各総合支所、本市公

式ウェブサイト

公開期間 1月6日(金)~27日(金)

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話 番号を明記のうえ、郵送、ファクシミ リ、電子メール、本市公式ウェブサイ ト(電子申請)、持参のいずれかで問い

合わせ先まで

提出期限 1月27日(金)必着

◆家屋として評価されているものは除きます。

室内装飾品 など

タオル蒸器 など

◆テナントの場合、原則として付帯設備を取り付 けた人が申告します。

償却資産(固定資産税)の

申告をお忘れなく

先まで。

ださい。

各業種共通の

もの

小売業

飲食業

理容業・

美容業

医院・

歯科医院

不動産貸付業

提出期限 1月31日(火)

【業種別の主な償却資産の例】

装置、工具・器具・備品などが対象

問本庁舎固定資産税課(21番窓□)

€ 0857-30-8156 € 0857-20-3920

1月1日現在、市内に償却資産を所有している

人は、申告義務があります。会社や個人で工場や

店舗を経営したり、駐車場やアパートを貸し付け

るなどの事業を営む人は、資産の増減に関わらず

毎年1月1日現在の所有資産を申告してくださ

い。新たに申告書などを希望する人は問い合わせ

適正申告のための調査も実施しています。申告

もれとならないように、期限内の申告にご協力く

提出先 固定資產稅課、各総合支所市民福祉課

土地・家屋以外の事業用の資産で、構築物、機械・

駐車場設備、受変電設備、舗装路面、

庭園、門、塀、外装、外灯、ネオ

ンサイン、看板、ロッカー、エア

コン、キャビネット、レジスター、

商品陳列ケース、陳列棚、自動販

接客用家具および備品、自動販売

機、厨房設備、カラオケセット、

テレビ、看板、冷蔵庫、日よけ、

理容・美容椅子、洗面設備、パー

マ器、消毒殺菌器、サインポール、

各種医療機器、待合室用椅子、力

ルテ用キャビネット、カウンター

屋外の電気・給排水・ガス設備、

ゴミ置場、物置、自転車置場 など

事務機器、太陽光発電設備 など

売機、冷蔵庫、冷凍庫 など



本市公式ウェブサイト

償却資産申告に関する情 報、申告の手引き、申告 書様式など



外部ウェブサイト eLTAX (電子申告) も ご利用ください。

Pick up information

ピックアップインフォメーション

車検での納税証明書の提示が 不要になります

問本庁舎市民税課(20番窓□)

€ 0857-30-8144 € 0857-20-3921

令和5年1月から、軽自動車税の納付状況を 軽自動車検査協会がオンラインで確認できる軽 JNKS(自動車税納付確認システム)の開始に伴 い、車検での納税証明書の提示が原則不要になり ます(二輪・原付・小型特殊は対象外)。

詳しくは地方税共同機構ウェブサイト(■ https://www.lta.go.jp/jidousya/)をご覧ください。

イオンモール鳥取北で マイナンバーカード・マイナ ポイントの手続きができます

間(マイナンバーカード) 本庁舎市民課(6番窓口)

間(マイナポイント)

本庁舎地方創生・デジタル化推進室(33番窓口)

€ 0857-22-8111 (鳥取市コールセンター)

○ 0857-32-2170

⊳マイナンバーカード 申請サポートセンター

カード申請のための写真 撮影や、申請書の記入など をサポートします。お気軽 にご利用ください。



▷マイナポイント申込サポートセンター

ポイント申し込みの 「分からない」や「困っ た」を丁寧にサポートし ます。



期 間 マイナンバーカード:3月31日(金)まで マイナポイント:2月28日(火)まで

開設時間 平 日 13:00~20:00

土曜日 10:00~20:00

日曜日·祝日 10:00~18:00 ※1月1日(日・祝)~3日(火)を除く

ところ イオンモール鳥取北1階



